平成 28 年 3 月

遊佐町農業委員会第12回総会議事録

- 1. 開催日程 平成 28 年 3 月 24 日 (木) 午後 1 時 15 分~4 時 00 分
- 2. 場 所 遊佐町役場 2階 202 会議室
- 3. 会議に付した議案

報告事項1 解約について

報告事項2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項3 賃借料の変更通知書の受理について

議第56号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

議第57号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

議第58号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第59号 農地法第3条の規定による賃貸借権設定許可申請について

議第60号 農地法第3条の規定による使用収益権設定許可申請について

議第61号 非農地証明願いについて

議第62号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

議第63号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第64号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

議第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

議第66号 平成27年度遊佐町実勢賃借料情報の認定について

議第67号 遊佐町農作業基準賃金の設定について

議第68号 遊佐町参考賃借料について

議第69号 農業委員会事務職員の任免について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名	番号	氏	名
			2	佐藤	重一	3	伊原で	トとみ			
5	齋 藤	誠喜				7	川俣	義昭	8	渡会	健
9	菅原	幸男	10	荒生は	あや子	11	今野	一彦	12	鈴木	寿一
13	本間	克修	14	菅原	寛志	15	佐 藤	充	16	髙橋	正樹

5. 欠席委員 (3名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	今 井 章	4	池田 俊明	6	石垣 敏勝		

6. 事務局出席者

(3名)

堀 修事務局長、今野信雄次長、佐藤 結主事

- 7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)
- 8. 会議の概要

市	空却にわりましたので遊仏町曲光禾具入り口空間入り間関します
事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会3月定例会を開催します。
	今総会は定例によりまして、農業委員会事務職員の任免について審議させ
	ていただきますが、その後町長部局の人事異動もありますので、議案の順序
	を変更させていただき、その結果をもって途中退席させていただいきますの
	で、よろしくお願いします。
	はじめに 10 番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお願
	いします。
	(10番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
10番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。
	欠席委員3名、出席委員13名で過半数の委員が出席しておりますので、
	農業委員会に関する法律、第21条第3項の規定により、本総会は成立して
	おります。
	以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします
会長	最近テレビを見ていますと、桜が開花したとの話が聞こえてきます。農業
	委員の中にも桜が咲いた方がおられるのでないでしょうか。 菅原寛志委員が
	農協理事に当選しました。本当におめでとうございます。農協と遊佐町が円
	滑に進むようお力をお貸し頂きたいと思います。もう一人、荒生あや子委員
	が県の指導農業士に認定されました。おめでとうございます。これからも女
	性の目線で加工から販売まで皆さんに指導のほど宜しくお願いします。そし
	て事務局の今野次長が3月をもって定年を迎える事になりました。3月総会
	が最後の総会という事で最後まで頑張って頂きたいと思います。
	本日は、3月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいます
	ようお願いしまして、挨拶と致します。
事務局長	ありがとうございました。
事 物问义	それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規程」に
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	より、会長が当たることになっておりますので、髙橋会長より議長をお願い
-34-	します。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規程による、議事録署名
	人の選任を行います。
	恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ござ
	いませんか。
	(異議なしの声)
	では7番川俣義昭委員、8番渡会健委員にお願いします。
	なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。
	それでは、総会次第に基づき進行いたします。
	それでは議事に入りますが、先程事務局長よりありました、議第 69 号農
	業委員会事務職員の任免について繰り上げて審議します。次長及び主事は一
	時退席してください。

	(事務局が一時退席)
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
本 郊口目	
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。
·	発言のあるかたは挙手願います。
	(質問・意見なし)
	無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
	議第69号 農業委員会事務職員の任免について、原案のとおり決定する
	事に賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第69号 農業委員会事務職員の任免については原
	案のとおり決定いたします。
	なお堀事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願い
	ます。
	(事務局長、退席)
	(事務局次長・主事、着席)
	それでは、総会次第に基づき進行いたします。
	始めに、報告事項の番号1について、事務局より説明願います。
事務局次長	(議案書、朗読説明)
 議長	
时 处区	(事務局が挙手し、議長が指名する)
 事務局	イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ
丁 切7円	報告事項1.解約について
	番号 94 計 7 筆、20,079 m²
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、12 月総会で農
	地中間管理機構へ貸付済です。
	番号 95 計 1 筆、3,131 m ²
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となってお
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 番号 73 計 6 筆、9,877 ㎡
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 番号 73 計 6 筆、9,877 ㎡ 番号 74 計 16 筆、43,801 ㎡
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 番号 73 計 6 筆、9,877 ㎡ 番号 74 計 16 筆、43,801 ㎡ 番号 75 計 2 筆、858 ㎡
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 番号 73 計 6 筆、9,877 ㎡ 番号 74 計 16 筆、43,801 ㎡
	解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。 報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 番号 73 計 6 筆、9,877 ㎡ 番号 74 計 16 筆、43,801 ㎡ 番号 75 計 2 筆、858 ㎡

報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について

番号 56 と番号 58 は、借人は同一人です。

番号 56 計 6 筆、11,539 ㎡

変更前の賃借料は弥太郎東が 13,000 円で、これを 7,000 円に、潜窓が 24,000 円 17,000 円に変更します。

番号 57 計 2 筆、2,055 ㎡

変更前の賃借料は石堂が 21,000 円で、これを 17,000 円に、冷川外は 7,000 円を 5,000 円に変更します。

番号58から61まで、借人はすべて同一人です。

番号 58 計 3 筆、3,672 m²

変更前の賃借料は丸子が 21,000 円で、これを 17,000 円に、十里塚は 11,000 円を 8,000 円に変更します。

番号 59 計 3 筆、5,997 m²

変更前の賃借料は21,000円で、これを17,000円に変更します。

番号60 計6筆、8,751 m²

変更前の賃借料は森ノ下が 13,000 円で、これを 11,000 円に下当中は 21,000 円を 17,000 円に変更します。

番号 61 計 2 筆、1,279 ㎡

変更前の賃借料は丸子が 21,000 円で、これを 17,000 円に十里塚は 11,000 円を 8,000 円に変更します。

番号62から64まで、借人はすべて同一人です。

番号 62 計 2 筆、1.130 ㎡

変更前の賃借料は21,000円で、これを20,000円に変更します。

番号 63 計 4 筆、9.341 ㎡

変更前の賃借料は23.000円でこれを21.000円に変更します。

番号 64 計 3 筆、13,914 m²

変更前の賃借料は23,000円で、これを21,000円に変更します。

番号 65 から 68 は全て農地利用円滑化団体である農協を通した契約で、借人はすべて番号 56.57 の借人と同一人です。

番号 65-1、65-2

計4筆、1,816 m²

中蕨野を 7,000 円から 5,000 円に、藪ノ内を 21,000 円から 17,000 円に変更します。

番号 66-1、66-2 計 3 筆、11,089 ㎡

変更前の賃借料は24,000円で、これを17,000円に変更します。

番号 67-1、67-2 計 6 筆、13,691 ㎡

仲ノ坪とカクジ田を 24,000 円から 17,000 円に、カクジ田を 7,000 円から 5,000 円に変更します。

r	
	番号 68-1、68-2 計 4 筆、7,965 ㎡
	変更前の賃借料は21,000円で、これを17,000円に変更します。
	以上です。
議長	ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・
	意見等ございませんか。
	(質問、意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。
	議第56号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局
	の説明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。
	農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立
	した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になって
	おります。
	個別にご説明いたします。
	番号 240 計 3 筆、4,266 ㎡
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第
	55 号で既に契約済みです。
	番号 241 計 1 筆、2,869 ㎡
	解約の事由は売買のためで、1月総会、議第48号で5条所有権移転許可
	申請済みです。
	番号 242 計 4 筆、4,425 m²
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第
	55号で既に契約済みです。
	番号 243 計 5 筆、7,818 ㎡
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第
	55 号で既に契約済みです。
	番号 244 計 4 筆、9,453 ㎡
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第
	55 号で既に契約済みです。
	番号 245 計 1 筆、2,046 ㎡
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第
	55 号で既に契約済みです。
	番号 246 計 5 筆、5,884 ㎡
	解約の事由は耕作不便のためで、解約後は土地所有者へ返還されます。
	番号 247 計 5 筆、5,175 ㎡
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第

r	
	55 号で既に契約済みです。
	番号 248 計 2 筆、5,086 ㎡
	解約の事由は所有権移転のためで、解約後は、議第65号番号20で現在の
	借人に売買します。
	番号 249 計 1 筆、1,219 ㎡
	解約の事由は第三者へ利用権を設定するためで、解約後は議第 59 号番号
	2 で第三者と契約の予定です。
	番号 250 は農地利用円滑化団体である農協を通した契約の解約です。
	計 1 筆、2,224 m²
	解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第
	55 号で既に契約済みです。
	以上です。
議長	ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意
	見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
	無いようですので、お諮りします。
	議第56号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について原案の
	とおり決定する事に賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。次に議題
	57号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説
	明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
 議長	
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
	補足説明申し上げます。審査基準書は3頁をご覧下さい。
	 農地法第3条による所有権の移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げ
	 る効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。
	個別にご説明いたします。
	番号 19 計 1 筆、667 ㎡
	10a あたり 599,700 円、総額 400,000 円で売買による所有権の移転です。
	 現在も譲受人が相対で作付している畑を、譲渡人の財産整理と譲受人の規模
	拡大をかねて所有権移転するものです。
	西遊佐地区担当の伊原委員に現地調査をお願いしておりますので、補足説
	明等ありましたらお願い致します。
	番号 20 計 1 筆、183 ㎡
	10a あたり 1,092,896 円、総額は 200,000 円で売買による所有権の移転で
	す。
	1 · · ·

	譲受人の規模拡大のために自宅に隣接した譲渡人の畑を購入するもので
	す。
	尚、現地調査を、吹浦地区担当の鈴木委員にお願いしておりますので、補
	足説明などありましたら後程よろしくお願いいたします。
議長	それでは、3番伊原委員より報告願います。
	(3番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
3番伊原ひとみ委員	16日に現地を見に行っていました。今までも耕作していたという事でき
	れいに管理されていましたし、これから作付けする苗なども準備していると
	の事でしたので問題無いと見て来ました。
議長	それでは12番鈴木委員より報告願います。
	(12 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)
12 番鈴木寿一委員	現地調査を行ってきまして、一部葦が生えていましたが、少し手をかけれ
	ば耕作可能だと思いますので何ら問題無いと思います。
議長	それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありましたが、
	発言のある方は挙手願います。
	(質問・意見なし)
	よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第57号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原
	案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。
	次に、議題 58 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請に
	ついて、事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。
	農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2号の各号に
	 掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考え
	ます。個別にご説明いたします。
	審査基準書は5頁をご覧ください。
	番号22のみ、新規設定が1件です。
	番号 22 計 2 筆、3,081 ㎡
	貸人が経営移譲年金を受給するための使用貸借権の設定です。
	尚、日向台の現地調査を、西遊佐地区担当の伊原委員にお願いしておりま
	すので、補足説明等ありましたらよろしくお願いいたします。
	以上です。

	期間は5年、単価は2,000円で新規に設定します。 尚、現地調査を、吹浦地区担当の鈴木委員にお願いしておりますので、補 足説明などありましたらよろしくお願いいたします。
	げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。 番号2 計1筆、1,219 ㎡
事務局	補足説明申し上げます。 農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2号の各号に掲 ばる対応利用、下四元様、調和亜供等の不許可亜供には若米しない。上来され
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
	いて事務局の説明を求めます。
	次に、議第59号 農地法第3条の規定による賃貸借権設定許可申請につ
	定許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。
	(四席安貞至貞争子) 全員賛成ですので、議第 58 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設
	(出席委員全員挙手)
	議第58号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願いま
	よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	(質問・意見なし)
議長	他に何かありませんか。
	する必要があります。
	営を移譲しますので面積は小さいですが経営移譲年金を受給するには申請
	は第三者に所有権を移すか、貸付けする必要があります。今回、後継者に経
事務局	ご説明致します。経営移譲年金を受給するためには、農地を後継者もしく
H3.1A	(事務局が挙手し、議長が指名する)
議長	事務局、説明願います。
5 番齋藤誠喜委員	審査基準書6頁の申請地は面積がかなり少ないのですが、申請する必要があるのですか。
■ 亚索拉二十十二□	等はございますか。 (5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
議長	それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見
	荒れてもいませんでしたので今後も引き続き耕作すると思われますので問題無いと見て来ました。
3番伊原ひとみ委員	同じく16日に現地調査を行ってきました。審査基準書の5頁の下段の申 請地は場所がわかりづらく迷いました。耕作していた形跡もありましたし、
	(3番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
議長	それでは、3番伊原委員より報告願います。

議長	それでは12番鈴木委員より報告願います。
	(12番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)
12番鈴木寿一委員	報告致します。議第51号番号20の申請地のすぐ脇の場所でした。先ほど
	も報告致しましたが、葦が少し生えておりましたが手をかければ耕作できる
	状況でした。そして譲受人の自宅に隣接していますので何ら問題無いと思い
	ます。
議長	それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありましたが、
	発言のある方は挙手願います。
	(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	譲受人の経営面積が要件を満たしていないと思うのですが、大丈夫でしょ
	うか。
	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。議第57号番号20と番号2を同時取得という事で面積
	要件を満たしていると考えています。
議長	他に何かありませんか。
	(質問・意見なし)
	それではここで質疑を終了し採決いたします。
	議第59号 農地法第3条の規定による賃貸借権設定許可申請について、
	原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。
	次に、議題 60 号 農地法第3条の規定による使用収益権設定許可申請に
	ついて、事務局の説明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
 事務局	補足説明申し上げます。
	農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2号の各号に掲
	げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えま
	 す。個別にご説明いたします。
	番号1から6までは風力発電の送電線用地としての地役権設定で、地役権
	者は株式会社ゆざウインドファームです。地役権については、庄泉字藤ノ木
	の変電施設の要役地として設定され、農業委員会の許可をもって登記簿に地
	役権設定が記載される予定です。
	番号 1、計 1 筆、31 ㎡のうち 30 ㎡
	期間は21年3ヶ月、総額9,000円で送電線設置のための上空占用です。

	番号2 計1筆、276 ㎡のうち 44 ㎡
	期間は 21 年 3 ヶ月、総額 10,000 円で送電線設置のための上空占用です。
	番号1と2については稲川地区担当の今井委員より現地調査を行っていた
	だき、問題ないとのことで連絡をいただきました。
	番号3 計2筆、5,832 ㎡のうち 495 ㎡
	期間は21年3ヶ月、総額12,000円で埋設送電線の設置です。
	番号4 計1筆、2,516 ㎡のうち 300 ㎡
	期間は21年3ヶ月、総額15,000円で埋設送電線の設置です。
	番号 5 計 1 筆、2,362 ㎡のうち 91 ㎡
	期間は21年3ヶ月、総額8,000円で埋設送電線の設置です。
	番号6 計1筆、2,197 ㎡のうち 337 ㎡
	期間は 21 年 3 ヶ月、総額 17,000 円で埋設送電線の設置です。
	尚、現地調査を、西遊佐地区担当の伊原委員にお願いしておりますので、
	補足説明などありましたらよろしくお願いいたします。
	番号 7 は営農型太陽光発電施設用地としてしようするための区分地上権
	の設定です。
	計 2 筆、2,824 ㎡
	期間は20年、無償の契約です。
	以上です。
議長	それでは1番今井彰委員7より現地調査の報告を願います。
	(1番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)
1番今井彰委員	営農には問題無いとのことでしたので、許可相当と見て来ました。
議長	それでは、3番伊原委員より現地調査の報告をお願いします。
	(3番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
3番伊原ひとみ委員	現地調査の際に、番号5の譲渡人とお話することが出来ました。今年の秋
	に一度だけ作付けできないとの事でしたたがそれも承諾していましたので、
	問題無いと思います。
議長	それでは、7番川俣委員より現地調査の報告をお願いします。
	(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	議第 63 号の現地調査の報告の時に詳しく説明しますが、問題無いと見て
	来ました。
議長	それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありましたが、
	発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
	全員賛成ですので、議第60号 農地法第3条の規定による使用収益権設
	定許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。
	次に、議第61号 非農地証明願について事務局の説明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
1	

議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。議案書の22頁をご覧ください。
	番号 10 計 1 筆、35 ㎡
	昭和45年頃に倉庫を建築し、以来40年以上経過しております。固定資産
	税も宅地で課税されています。農地への復元は困難であることから、現況非
	農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。申請地は都市計画区
	域外、農業振興地域の農用地外、土地改良事業の受益地外となっております。
	審査基準書の13頁に位置図と字限図、補足説明資料1頁に現況写真を掲載
	しております。
	先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長の2名で現地調査をお
	こなっておりますので、補足説明がありましたらお願いします。
議長	それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。
	(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	19日に現地調査を行ってきました。申請地は宅地に囲まれており、今回1
	筆だけ非農地として出ていますが、申請地周辺の地目が農地になっている箇
	所も今後適正化を図っていかなければならないのではと見て来ました。
議長	それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。
	(2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2番佐藤重一委員	農地への復元は困難だと見て来ました。川俣委員とも現地調査の際、話を
	しましたが申請地周辺の適正化は図っていった方がいいのではないかと思
	います。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言の
	ある方は挙手願います。
	(質問・意見なし)
	議題 61 号非農地証明願いについて、原案の通り可決する事に賛成の方は
	挙手願います。
	(出席委員全員举手)
	全員賛成ですので、議第61号について原案の通り許可する事に決定いた
	します。
	次に、議第62号農地法第5条の規定による所有権移転について事務局の
	説明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。議案書は24頁をご覧下さい。
	番号 6 計 1 筆、6,779 ㎡
	申請地は上藤崎二区集落に位置し、酒田都市計画(西遊佐地区)区域内の

	市街化調整区域内にある小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。 転用目的は太陽光発電施設用地で、東北産業局の認定通知と東北電力株式 会社の許可書も申請中で3月末には許可が交付される予定です。資金も確保 されており、転用は確実で計画規模も妥当と判断されます。 周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、土地改良施 設もなく、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断します。 尚、申請地の集落には説明会を開催し同意を得ています。 詳しくは、審査基準書の14頁に位置図と字限図、15頁に立地基準、16頁に一般基準、補足説明資料の2頁に意見書(案)3頁に現地調査写真を掲載しております。 先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、本間克修委員の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願い致します。 以上です。
議長	それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	報告致します。現在、畑として使用していないようで、周辺の方の理解も 得られているとの事なので問題無いと思います。
議長	それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2番佐藤重一が挙手し、議長が指名する)
2番佐藤重一委員	川俣委員と同じで畑として利用されていませんし、集落説明会も開いて了承も得ているとの事でしたので問題無いと思います。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

<u></u>	
事務局	それでは説明いたします。総会議案書の24頁をご覧ください。 番号6 計2筆、2,824㎡の内0.14245㎡ 尚、申請面積は太陽光パネルを設置する支柱の面積となります。申請地は、10ha以上の集団農地の中にある、農用地区域内の農地で営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を申請したものです。期間は3年間で、支柱が簡易な構造で容易に撤去の出来る構造で、撤去する費用も確保されております。太陽光パネルの下ではユリを栽培する予定であり、営農の適切な継続が確保されております。土地改良受益地外で関係施設はなく、他に代替する土地もなく、周辺農地へ与える影響もないことから、許可相当と判断しました。詳しくは、審査基準書の17頁に位置図、字限図、18頁に立地基準、19頁に一般基準を掲載しております。 また、補足説明資料の19頁に意見書(案)、20頁に土地利用計画図、21頁から22頁に関係図面、23頁に発電設備の概要、24頁から26頁に営農計画、27頁から28頁に経済産業省の認定通知書、29頁に現地調査写真を掲載しております。 先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、本間克修委員の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願い致します。
議長	それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	19日に現地調査を行ってきました。現在は整地にされている状態でした。 太陽光パネルは幅が狭い物を取り付けるようですが、充分光を取り込めると の事でした。太陽光パネルの下でユリを栽培する予定で、50%の光があれば 生育するようです。遮光率も 30%程度との説明を受けました。高さも機械 や人が入れる高さで設置するとの事でしたので問題無いと見て来ました。
議長	それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2 番佐藤重一委員	営農型太陽光発電施設用地という事で農業を行いながら電力を発電することが出来るようです。太陽光パネルの下でユリを栽培するようですし問題無いと思います。
議長	それでは、13番本間克修委員より報告願います。 (13番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)
13 番本間克修委員	私も同じで問題無いと見て来ました。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 私からいいですか。諮問会議に行きますと営農型太陽光パネルの設置の案件が出てくるようになりました。そこでよく風で飛ばされるのでないかという意見がでます。申請地の状況からみて風の影響などわかる範囲でいいので教えていただけませんか。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
<u></u>	

7番川俣義昭委員	申請地は西山を切り拓いた場所で風の影響はほとんど無いと思います。
議長	他に何かありませんか。
	(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	支柱は簡易な構造という説明がありましたが、基礎をコンクリートなどで
	しっかりしたものにして風などで飛ばされないようにする事は出来ないの
	ですか。
議長	説明願います。
	(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	農林水産省が示した指針の概要に支柱は簡易な構造で安易に撤去できる
	ものと定められています。コンクリートで基礎を作る事は認められていない
	ようです。
議長	他に何かありませんか。
	(質問・意見なし)
	それではここで質疑を終了し採決いたします。
	議第63号農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について、
	原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第62号について原案の通り許可する事に決定いた
	します。
	次に、議第64号農地法第5条の規定による事業計画変更申請について事
	務局の説明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。総会議案書の30頁をご覧ください。
	申請地については、平成27年3月の総会に諮り、工事期間を平成27年4
	月1日から平成27年3月31日の1年間、期間延長した案件です。
	しかし、いまだに、国土交通省との移転補償が決定していないため、事務
	所及びストックヤードの規模を確定する事が出来ない状況です。
	そのため、再度、工事期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日
	まで1年間延長するものです。
	現在の状況は、補足説明資料 39 頁、現地調査写真の通り、進入路、造成
	工事については完成しております。
	詳しくは、審査基準書 22 頁の上段に位置図、下段に字限図、20 頁に立地
	基準、21 頁に一般基準を掲載しております。
	また、補足説明資料の30頁に意見書(案)、31頁から35頁まで計画図面、
	36 頁に工程表、37 頁に工期延長の経緯書、39 頁に現地調査の写真を掲載し
	ております。

	先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、池田俊明委員の3名
	で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いします。
議長	それでは、7番川俣義昭部会長より報告願います。
	(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	国交省との話し合いが長引いているので変更申請は致し方ないと思いま
	す。
議長	それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。
	(2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2 番佐藤重一委員	私も期間を延長することは仕方ないと思います。現地もきれいに管理され
	ていましたので問題無いと思います。
議長	それでは、4番池田俊明委員より報告願います。
	(4番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)
4番池田俊明委員	申請地は整地になっている状態で、話し合いが長引いていようなので期間
	延長は仕方ないと思います。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言の
	ある方は挙手願います。
	(質問・意見なし)
	それではここで質疑を終了し採決いたします。
	議題 64 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案
	の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第64号について原案の通り許可する事に決定いた
	します。
	次に、議第65号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
	用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは、補足説明致します。審査基準書30頁をご覧ください。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用
	地利用集積計画の決定を求められております。
	内訳は、(1) 所有権移転が6件、(2) 利用権の設定が26件となっており
	ます。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進
	法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	(1)所有権移転
	番号 15 計 1 筆、1,975 ㎡
	10a あたりの単価は 658,227 円で、総額は 1,300,000 円です。こちらは譲
	渡人の規模拡大のためで、売買で取得するものです。

番号 16 計 1 筆、5,808 ㎡

10a あたりの単価は 600,000 円で、総額 3,484,800 円です。譲受人の規模拡大のためで、売買での取得です。

番号 17 計 4 筆、12,739 ㎡

10a あたり 588,743 円で、総額 7,500,000 円です。譲渡人の農地の処分のため、売買で所有権移転をするものです。

番号 18 計 2 筆、6,267 m²

10a あたり 718,046 円で、総額 4,500,000 円です。譲受人の規模拡大のため、売買での取得です。

番号 19 計 5 筆、9,007 m²

宅内は 10a あたり 500,000 円で、長坂は 0 円総額 1,807,500 円の売買です。譲渡人の希望による売買です。

番号 20 計 2 筆、5,086 ㎡

10a あたりの単価は 275,000 円で、総額 1,398,650 円です。

(2) 利用権設定

番号 742 計 8 筆、12,021 ㎡

期間は5年9ヶ月、単価は10aあたり17,000円で新規に設定です。

番号 743 計 12 筆、22,790 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 744 計 13 筆、25,262 ㎡

期間は10年、単価は10aあたり21,000円で、同一人と再設定です。

番号 745 計 16 筆、24.009 m²

期間は5年、単価は10aあたり19,000円で同一人と再設定です。

番号 746 計 1 筆、2.937 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり10,000円で新規に設定です。

番号 747 計 4 筆、5,958 ㎡

期間は5年、物納米357kgで新規に設定です。

番号 748 計 1 筆、2,088 ㎡

期間は3年、単価は10aあたり18,000円で同一人と再設定です。

番号 749 計 1 筆、1,858 ㎡

期間は3年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

番号 750 計 5 筆、10,637 ㎡

期間は1年9ヶ月、単価は10aあたり20.900円で同一人と再設定です。

番号 751 計 2 筆、3,136 ㎡

期間は1年8ヶ月、単価は物納米270kgで新規に設定です。

番号 752 計 1 筆、1.612 m²

期間は1年8ヶ月、単価は10aあたり17,000円で新規に設定です。

番号 753 計 6 筆、3.976 ㎡

期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。

	T
	番号 754 計 3 筆、2,992 ㎡
	期間は10年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。 番号755 計2筆、959㎡
	期間は5年、物納米120kgで同一人と再設定です。
	番号 756 計 4 筆、11,801 m²
	期間は10年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。
	番号 757 計 2 筆、4,418 ㎡
	期間は10年、米300kg物納で同一人と再設定です。
	番号 758 計 8 筆、6,178 m²
	期間は10年、単価は10aあたり15,000円で同一人と再設定です。
	番号 759 計 4 筆、7,594 ㎡
	期間は5年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。
	番号 760 計 1 筆、1018 ㎡
	期間は5年、単価は10aあたり18,000円で同一人と再設定です。
	番号 761 計 3 筆、8,065 m²
	期間は5年、単価は10aあたり18,000円で同一人と再設定です。
	番号 762 計 13 筆、22,329 ㎡
	期間は5年、単価は10aあたり20,000円で同一人と再設定です。
	番号 763 計 1 筆、1,076 ㎡
	期間は8年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。
	番号 764 計 1 筆、2,347 ㎡
	期間は8年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。
	番号 765 から 767 は農地円滑化団体である農協を通した契約です。
	番号 765-1.2 計 2 筆、4,124 ㎡
	期間は5年、単価は10aあたり18,000円で同一人と再設定です。
	番号 766-1.2 計4筆、11,216 ㎡
	期間は3年、単価は10aあたり17,000円で新規に設定です。 番号767-1.2 計20筆、16,146㎡
	期間は5年、単価は10aあたり19,000円で同一人と再設定です。
	以上です。
 議長	ありがとうございました。
HX X	この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますの
	で、15番佐藤充委員長より報告をお願いします。
	(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	3月17日に、この会議室で5名の委員が出席して、農地利用調整委員会
	を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総
	会に提出しております。
議長	それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意
	見等はございますか。

	(14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
	(m n//// / /)
14 番菅原寛志委員	所有権移転の番号 19 ですが、売買単価が 0 円となっていますが、何か理
	由があるのですか。
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。本来平場のみ売買予定でしたが、譲渡人が労力不足のた
	め耕作することが出来ないことから、耕作者が不在になってしまうため譲受
	人が合わせて売買で求めることになりました。場所も耕作不便なことから0
	円という事で双方の話し合いで合意しております。
議長	他に何かありませんか。
	(8番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)
8 番渡会健委員	所有権移転の単価についてお聞きします。単価にだいぶばらつきがあるよ
	うに思えるのですが、金額はどのようにして決めているのですか。
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。金額については双方で事務局に来られる段階で決めて来
	るケースが多いです。事務局としては参考売買価格マップを提示して金額の
	参考にして頂いています。個別に説明致しますと番号 18 に関しては、譲受
	人が前年度、基盤強化法で農地を求めており、800万控除の枠があったため
	に総額で450万円となりました。番号20は、これから基盤整備に係る農地
	のため、参考価格より安くなっております。
議長	他に何かありませんか。
	(質問・意見なし)
	よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
	願います。
	(委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第 65 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の
	規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに
	決定いたします。
	次に、議第66号 平成27年度遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事
	務局の説明を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。次の頁をご覧ください。
	平成 27 年度遊佐町実勢賃借料情報(案)平成 27 年度 1 月から 12 月まで
1	の間に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以

	下の通りとなっております。
	農地区分毎の水稲及び普通畑と、砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低
	額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆
	数については表の通りとなっております。また、物納は金額に換算し集計し
	ております。
	集計結果を認定していただきますと、農業委員会広報に掲載し、町の広報
	に折込する予定です。
	尚、平成27年度の共済組合の等級別の引き受け数量、農地区分等、「総会
	別紙資料の議第67号資料」に記載しておりますので、ご参照ください。
	以上です。
議長	それでは、只今の事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方
	は挙手願います。
	(質問・意見なし)
	無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。
	議第66号について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願
	いします。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第66号 遊佐町実勢賃借料情報の認定について、
	原案の通り認定する事に決定いたします。
	次に、議第67号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明
	を求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
	事務局、説明願います。
成又	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事 教巳	で説明いたします。次の頁をご覧ください。
事務局	
	平成28年度遊佐町農作業基準賃金(案)の通り提案いたしますのでご審
	議願います。決定しますと、町の4月広報お知らせ号に折込する予定です。
	昨年度からの変更点なしとの内容で、農政専門部会で協議しております。
	次に、総会別紙資料の議第67号資料をお開きください。各農作業毎の詳
	細な試算結果を載せておりますのでご覧ください。
	尚、池田農政部会長から、補足説明をお願い致します。
	以上です。
議長	それでは、4番池田俊明農政部会長より、補足説明をお願い致します。
	(4番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)
4番池田俊明委員	事務局の説明のとおり、今回は、据え置きと引き上げとしました。
議長	それでは、只今の事務局からの議案説明と池田農政部会長からの補足説明
	について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。
	(質問・意見なし)
	(質問・意見なし)

	無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。
	議第48号について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願
	いします。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第67号遊佐町農作業基準賃金の設定について原案
	の通り認定する事に決定いたします。
	次に、議第68号遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を
	求めます。
	(事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事 *75 日	
事務局	それでは説明いたします。
	平成21年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定出来なり、借入のおお客間によって、おお恁世間によって、おお話世間によっておまり
	い場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、正式の欠事かられる任業によれています。
	た。また、平成23年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたところ
	です。
	平成25年から2回程見直しを行ってきましたので、平成28年度につい
	ては、据え置きを考えております。つきましては、みなさんのご意見をいた
	だければと思います。
	また、池田俊明農政専門部会長より補足説明がありましたら、よろしくお
	願い致します。
議長	それでは、4番池田俊明農政専門部会長より補足説明をお願いします。
	(4番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)
4番池田俊明委員	事務局の説明のとおり、参考賃借料について平成 28 年度については据え
	置きとしました。
議長	それでは、只今の事務局からの議案説明と池田農政部会長からの補足説明
	について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
	ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。
	議第68号について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願
	いします。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、義第68号遊佐町参考賃借料について、原案の通り許
	可することに決定いたします。
	予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。
	(委員、事務局共になし)
	無いようですので、これで3月の定例総会を閉会します。
	ご協力ありがとうございました。